

2010年4月27日

公訴時効廃止・延長に関する改正刑訴法の成立に関するコメント

全国犯罪被害者の会（あすの会）

代表幹事 岡 村 勲

衆議院本会議は、本日、凶悪犯罪について公訴時効を廃止・延長するとともに、過去に起きた犯罪についても遡って適用されるという刑訴法改正法案を可決し、本国会で成立した。

当会では、強姦などの性被害及び重篤な後遺障害を伴う傷害についても、公訴時効の廃止の対象とするよう要望していたところ、それが容れられなかったことは残念ではあるが、凶悪犯罪について時効が廃止・延長され、かつ遡及的に適用されたことは、犯罪被害者の多年にわたる悲願であり、心から歓迎するものである。

この法律が、一日でも早く、施行されることを期待する。

以上